

生徒心得

高等部専攻科
本科保健理療科

熊本県立盲学校

令和3年度
(2021年度)

校訓

- (1) 明るく
- (2) 強く
- (3) 精いっぱい

生徒一般心得

登下校

- (1) 原則として午前8時40分までに登校すること。
- (2) 午後5時以降の居残りは原則として禁止する。ただし、指導の先生がつかれる場合はこの限りではない。
- (3) 放課前に無断で校外に出ること、寄宿舍に帰ることを禁止する。必要な場合は担任の許可を得ること。
- (4) 登下校の途中においては交通道德を守り危険防止に充分注意すること。
- (5) 自転車・自動二輪・自動車通学を禁止する。

集会その他の活動

- (1) 校内で集会を催す場合、生徒指導主事の先生に届け出て許可を得ること。
- (2) 対外交渉をする場合は生徒指導主事の先生の許可を得ること。

風紀

- (1) 生徒の本分、品位を自覚し次の事項は特に厳守すること。また、校内（以下寄宿舍を含む）・校外においては本校生徒としての自覚を持ち節度を持って行動すること。
 - ア 外出の際は行き先、帰宅時間を明らかにすること。
 - イ 遊技場その他の場所への出入りに関しては一般の法令・規則に従うものとする。
 - ウ 未成年者は、旅行、外泊の際には保護者及びこれに準ずる者の同意を得た上で、学校へ届け出ること。
 - エ 飲酒・喫煙は校内においては厳禁、飲酒の状態に登校しないこと。
- (2) 男女交際
 - ア 男女は互いに敬愛し、その人格を尊重すること。
 - イ 節度を保ち、良識ある公正、明朗な交際であること。
- (3) アルバイトは原則として禁止する。ただし、必要な場合は学校へ届出て許可を得ること。

礼儀

- (1) 人間の価値と他者への尊厳を自覚し、互いに敬愛の念をもって挨拶を交わすようにすること。
- (2) 男女及び全盲・弱視者は互いにその特性を理解し、助け合い、各自の人格を高めるよう心がけること。

所持品

- (1) 白杖所持者は登下校時、外出時には必ず携行すること。
- (2) 学習上不必要なもの、また生徒にふさわしくないものは持参しないこと。
- (3) 必要以上の金銭を所持しないこと。やむを得ない場合は必ず担任または係の先生にあずけること。
- (4) 金銭、物品は生徒・友人間では貸借しないこと。

校内生活

- (1) 休日の校舎使用は原則として禁止する。ただし運動場及び体育館の使用は学校へ届け出て許可を得ること。
- (2) 次の行為は学校の許可を得ること。
 - ア 校内で訪問者との面会や校内の案内をする場合。
 - イ 金銭の徴収や物品を募集する場合。

学校へ連絡を要するもの

- (1) 欠席・遅刻・早退をする場合。
- (2) 事故や怪我、住居が災害を受けたなどの事象が発生した場合。
- (3) 家族環境が変化した場合。(転居や家族構成の変化、連絡先の変更など)
※当日の欠席・遅刻については、午前8時～8時30分の間に連絡をする。

3 諸規定

- (1) 服装に関する内規
 - ア 自己の意思によるが、端正な服装を整え、学生としての品位を保つこと。
 - イ 髪型は、自由であるが本校生として品位を保つ、清潔ですっきりした、あまり技巧をこらさないものとする。
- (2) 携帯電話及び情報端末に関する内規
学校への持込は、次の項目に留意することを前提に許可する。
 - ①廊下を歩きながらの使用など、他人に迷惑がかかる行為は行わない。
 - ②支援器具等としての利用及び授業に必要とする場合以外、授業中の使用を禁止する。
 - ③休み時間等、高等部普通科や他学部の児童生徒のいる場所での使用を禁止する。
- (3) 18歳選挙権
 - ア 満18歳未満の生徒は選挙権がなく、選挙に関する一切の運動を行うことができない。
(※) 選挙に関する運動とは
特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得る、または得させるために、呼びかけなどの活動を行うこと。
 - イ 満18歳以上の生徒は選挙権があり、選挙に関する運動を行うことができる。ただし、その運動は、学校の校舎内や敷地内で行うことはできない。(熊本市高等学校生活指導連盟の申し合わせ事項に準じる)
- (4) 校則の改定方法
生徒代表と教職員が、校則の見直し会議を年に1度開催する。校則の見直し会議の内容をPTA役員会に提案し承認を得る。